

事 務 連 絡

令和 8 年（2026 年） 8 月 3 1 日

各地域包括支援センター長 様
各居宅介護支援事業所 管理者 様
各介護保険施設長 様

熊本市介護保険課長 澤見 財大

令和 8 年熊本地震による要介護認定等の有効期間の延長に関する取扱いについて

本市における令和 8 年熊本地震による要介護認定等に係る有効期間の延長に関しては、別紙のとおり取り扱うこととしますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

<参考通知>

厚生労働省ホームページ（リンク）

- ・令和八年熊本地震による災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令等の施行等について（通知）介護保険最新情報 vol.1536

熊本市 健康福祉局 高齢者支援部
介護保険課 認定給付班

TEL 096-328-2347

FAX 096-327-0855

令和 8 年熊本地震による要介護認定等の有効期間の延長に関する 取扱い（被災者の個別事情による 6 か月の延長）について

令和 8 年 8 月
介護保険課

1. 概要（対応方針）

- ・災害に伴う被保険者の個別の事情により認定調査の実施が困難であり、前回の申請時と比較して状態に変化がないものと見込まれる場合に限り、被保険者の申し出による有効期間の延長を行うことができるものとする。

※本市の現時点における認定調査の実施状況に鑑み、平成 28 年熊本地震時と同様の市全体での一律の条件（前回の有効期間が 12 月の更新申請の全案件）による延長は行わない。

2. 延長する期間

- ・原則 6 か月とする（適用期間内に限りさらなる延長も可）。

※認定調査の実施が可能となるまでの一時的な措置であること、短期間で心身の状況が変化することも想定されるため、比較的短期間での設定とする。

3. 特例を適用する期間

- ・令和 9 年 7 月 31 日まで（適用期間内に認定の有効期間の満了日を迎える案件を対象）

4. 対象となる案件

- ・次の 3 つの条件をいずれも満たすこと。

（1）災害による家屋被害等により所在が不安定である場合や調査を受ける環境の確保が難しい場合等、認定調査の日程調整、実施が困難であること。

（2）前回の申請時と比較して心身の状態に変化がなく、要介護度の変更が想定されないこと。
（※状態に変化があった場合は、速やかに区分変更申請を行うこと）

（3）本人、家族及びケアマネジャーの間で有効期間の延長、及び上記の（1）、（2）に関して、意見の相違がないこと。

5. 申出書の提出

- ・特例の適用を希望する場合は、認定申請書に代えて別紙の申出書を提出するものとする。

※認定申請書提出後、日程調整時に対象要件に合致することが判明した場合や、被災により有効期間内に認定申請書を提出できなかった場合も提出を可とする。

6. 新たな被保険者証の交付

- ・認定の有効期間の翌日から 6 月後の末日を新たな有効期間とする被保険者証を交付する。

※各区福祉課長の決裁が必要。

7. 関係機関への周知

- ・市内の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等に対してメールにて周知を行う。

令和8年熊本地震の影響による要介護認定等の特例の適用に関する申出書

令和 年 月 日

熊本市長 宛

令和8年熊本地震の影響により要介護認定等に係る調査（認定調査）への対応が困難であることから、認定の有効期間を6か月延長する取り扱いの適用について、以下のとおり申し出ます。

被 保 険 者	被保険者番号												個人番号																		
	フリガナ												生年月日	T S	年	月	日														
	氏 名																														
	住 所	〒 —											電話番号 — —																		
	現在の 認定内容	有効期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日																												
認定区分		要介護状態区分 1 2 3 4 5 要支援区分 1 2																													

届出者	☐ 本人 ☐ 3親等内の親族（続柄） ☐ 提出代行者 ☐ その他（ ）			
	氏名		電話番号	- -
	住所	〒 -		
	提出代行者	☐ 地域包括支援センター ☐ 居宅介護支援事業者 ☐ 介護老人福祉施設 ☐ 介護老人保健施設 ☐ 介護医療院 （事業所名）		

◆認定調査への対応が困難な理由について、以下よりいずれかを選択してください。

- ☐ 避難生活により所在が一定せず、認定調査の日程調整および実施が困難なため
☐ 住家被害への対応や転居等に伴い、被保険者および家族が認定調査を受ける環境を確保できないため
☐ その他（ ）

◆本人、家族及びケアマネジャー等の間で以下の点に意見の相違がないことを確認し、□に✓印を記入してください。

※✓印がない場合、有効期間の延長の適用を行うことはできません。

- 有効期間の延長の適用を行うこと。
- 前回の申請時と比較して心身の状態に変化がなく、要介護度の変更が想定されないこと。
- 6か月の延長期間内に心身の状態に変化があった場合は、速やかに区分変更申請を行うこと。

< 熊本市記入欄 >

【提出者：本人確認書類】

- 1点: ☐個人番号カード ☐運転免許証 ☐CM資格証 ☐障害手帳 ☐その他 ()
- 2点: ☐被保険者証 ☐負担割合証 ☐通帳 ☐包括委託証明 ☐その他 ()

※その他：官公署発行の顔写真、氏名、生年月日又は住所が記載された書類

出張所受付印	出張所受付者	区受付印	区受付者	入力日	入力者	発送日